

## 外部評価の評価機関の要件及び選定手続等について

### 1 評価機関の要件

- (1) 法人であること。
- (2) 2の要件を満たす評価調査員を、複数確保していること。
- (3) 認知症介護に関する学識経験者、認知症対応型共同生活介護事業者、認知症高齢者等の家族の代表者、認知症に関する専門家等からなる評価審査委員会を設置していること。

評価審査委員会は、別紙3の1の6の(3)のただし書による場合のほか、1年に1回を目途として定期的を開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。

- (4) 評価結果について、県が定める様式(別紙4)及び方法にしたがって、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」に掲載して公表すること。また、当該手続を行う担当者を配置していること。
- (5) 次に掲げる規程を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。

ア 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、WAMNETによる情報公開等を盛り込んだ、地域密着型サービス外部評価業務実施要領(別紙3の1の参考例に基づき定めること)

イ 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書の様式(別紙3の2の参考例に基づき定めること)

ウ その他県が定めるもの

- (6) 公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、県において、当該法人に外部評価を行わせることが不相当と認める事由がないこと。

(不相当である例)

ア 当該法人が自ら認知症対応型共同生活介護事業所を設置・運営しているとき。

イ 当該法人の理事会等の構成員の多数が、認知症対応型共同生活介護の事業者又は従業者によって占められているとき。

ウ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。

## 2 評価調査員の要件

(1) 評価調査員は、次のいずれかに該当する者であって、認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）のサービスの質の向上に関心及び熱意があり、評価を適切に行う能力を有すると認められるものであること。

① 高齢者の福祉、医療又は保健分野における実務経験（相談援助業務を含む。）が3年以上ある者

② 高齢者の福祉、医療又は保健分野に関して相当の知識・経験を有すると認められる者

(2) 評価調査員は、県又は県が指定した法人が実施する調査員養成研修を受講しているものであること。

ただし、他の都道府県又は指定する法人において実施された調査員養成研修又は関連の研修（認知症介護実践研修（旧実務者研修を含む）、介護相談員養成研修等）を既に修了した者にあつては、カリキュラムの全部又は一部が重複している場合には、選定を行う都道府県の判断により、当該部分を受講していなくてもこの条件を満たしたものと取り扱うことができる。

(3) 評価調査員は、第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うに当たって、不相当と認める事由がない者であること。

(不相当である例)

ア 認知症対応型共同生活介護事業所を運営している者。

イ 認知症対応型共同生活介護事業所に勤務している者。

ウ 認知症対応型共同生活介護事業者により組織される団体の役職員。

## 3 評価機関の選定手続等

(1) 評価機関の選定

ア 評価機関の選定は公募によるものとし、評価機関として選定を受けようとする法人は、県に対し、次の書類を提出し、審査を受けるものとする。

① 評価機関選定申込書（様式第1号）

- ② 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本
- ③ 評価調査員の名簿、各評価調査員の経歴書及び2の（1）に該当することを示す書類
- ④ 評価審査委員会の委員名簿、各委員の経歴書及び各委員の就任承諾書
- ⑤ 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書
- ⑥ 評価手数料及びその算定根拠
- ⑦ 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録
- ⑧ 当該年度の事業計画書、収支予算書
- ⑨ 外部評価業務実施要領
- ⑩ 契約書様式
- ⑪ その他県が必要と認める書類

イ 県は、審査にあたっては、岡山県介護保険制度推進委員会介護サービス評価部会に諮り、意見を聴くものとする。

ウ 県は、審査の結果、申請のあった法人が評価機関として適当であると認める場合には、評価機関を選定し、当該の評価機関に対し、評価機関選定書（様式第2号）により、通知するものとする。

エ 県は、評価機関を選定したときは、当該機関の名称、連絡先、評価手数料、評価調査員の数、選定の有効期間等の情報を、県内の事業所に通知するものとする。

## （2）選定の更新

ア 評価機関は、選定の有効期間の満了後においても引き続いて選定を受けようとするときは、有効期間の満了の日の30日前までに、県に対し、次の書類を提出し、更新の審査を受けるものとする。

- ① 評価機関選定更新申込書（様式第3号）
- ② 3の（1）のアの②から⑪までに掲げる書類。ただし、その内容が当初の申込みの際に提出したものと同一である書類については、提出を省略することができる。

イ 3の（1）のイからエまでの規定は、選定の更新において準用する。

## （3）変更の届出

ア 評価機関は、選定を受けた後に、選定申込の際に提出した書類の内容のいずれかに変更が生じたときは、評価機関変更届出書（様式第4号）に変更後の当該の書類

を添付した上で、遅滞なく県に届け出るものとする。

#### (4) 廃止の届出

ア 評価機関は、選定を受けた後に、評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに、評価機関廃止届出書（様式第5号）により、廃止の理由を付して県に届け出るものとする。

イ 3の(1)のエの規定は、廃止の届出において準用する。

#### (5) 選定の取消し

ア 県は、適切に評価機関を監督指導するものとし、現に外部評価業務を行っていない場合、選定した評価機関がその要件を欠くに至った場合、評価の信頼性を損なうような評価を行うなど、公正中立な立場で評価を行うのにふさわしくないとと思われる状況が生じた場合には、選定を取り消すものとする。

なお、この場合の手続き等については、次のとおりとする。

- ① 県は、選定した評価機関について、毎年、外部評価業務の実施件数、評価結果等を把握するとともに、必要に応じて、選定の要件が具備されているかを確認するために、書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができるものとする。
- ② 評価機関は、上記の調査等がなされるときは、積極的にこれに協力するものとする。
- ③ 県は、現に外部評価業務が行われていないとき、又は、評価機関としての要件を欠く具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には選定を取り消すものとする。
- ④ 県は、選定の取消しにあたっては、岡山県介護保険制度推進委員会介護サービス評価部会に諮り、意見を聴くものとする。
- ⑤ 県は、選定の取消しについて、当該の評価機関に対し、評価機関選定取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

イ 3の(1)のエの規定は、選定の取消しにおいて準用する。

## 4 その他

- (1) 外部評価を行った後、評価を実施した評価調査員、評価手順、評価結果等について、県に対し報告すること。

(2) 評価機関が、事業者との契約に基づき、独自の評価項目の追加やアドバイス等の付加的業務を行うことは妨げられるものではないが、これらの業務は県が定める外部評価の業務と、費用の徴収をはじめとして、明確に区分されたものであること。

(様式第 1 号)

地域密着型サービス外部評価機関選定申込書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

法人名

所在地

代表者

認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価機関として選定を受けたいので、岡山県地域密着型サービス評価実施要領の（別紙 2 の 1）の 3 の（1）の ア の規定に基づき、次の書類を添えて申し込みます。

記

- 1 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本
- 2 評価調査員の名簿、各評価調査員の経歴書及び（別紙 2 の 1）の 2 の（1）に該当することを示す書類
- 3 評価審査委員会の委員名簿、各委員の経歴書及び各委員の就任承諾書
- 4 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書
- 5 評価手数料及びその算定根拠
- 6 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録
- 7 当該年度の事業計画書、収支予算書
- 8 外部評価業務実施要領
- 9 契約書様式
- 10 その他必要な書類

(様式第2号)

地域密着型サービス外部評価機関選定書

第 号  
令和 年 月 日

法人名

所在地

代表者 殿

岡山県知事 伊原木 隆太

令和 年 月 日付けで申込みのあったこのことについて、岡山県地域密着型サービス評価実施要領の（別紙2の1）の3の（1）のウの規定に基づき、次のとおり外部評価機関として選定します。

記

1 法人の名称

2 法人の所在地

3 選定の有効期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(様式第3号)

地域密着型サービス外部評価機関選定更新申込書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

法人名

所在地

代表者

認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価機関として引き続き選定を受けたいので、岡山県地域密着型サービス評価実施要領の（別紙2の1）の3の（2）のアの規定に基づき、次の書類を添えて申し込みます。

記

- 1 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本
- 2 評価調査員の名簿、各評価調査員の経歴書及び（別紙2の1）2の（1）に該当することを示す書類
- 3 評価審査委員会の委員名簿、各委員の経歴書及び各委員の就任承諾書
- 4 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書
- 5 評価手数料及びその算定根拠
- 6 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録
- 7 当該年度の事業計画書、収支予算書
- 8 外部評価業務実施要領
- 9 契約書様式
- 10 その他必要な書類

（注）（別紙2の1）の3の（2）のアの②のただし書の規定に基づき、提出を省略したものについては、上記を2本線で抹消して、明示すること。



(様式第4号)

地域密着型サービス外部評価機関変更届出書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

法人名

所在地

代表者

認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価機関の内容に変更が生じたので、岡山県地域密着型サービス評価実施要領の（別紙2の1）の3の（3）のアの規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更内容 変更前：

変更後：

3 変更年月日 令和 年 月 日

4 変更理由

5 添付書類

(変更に係る書類を添付すること)

(様式第5号)

地域密着型サービス外部評価機関廃止届出書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

法人名

所在地

代表者

認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価機関の評価事業を廃止したいので、岡山県地域密着型サービス評価実施要領の（別紙2の1）の3の（4）のアの規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 廃止予定年月日 令和 年 月 日

2 廃止の理由

(様式第6号)

地域密着型サービス外部評価機関選定取消通知書

第 号  
令和 年 月 日

法人名

所在地

代表者 殿

岡山県知事 伊原木 隆太

令和 年 月 日付け、第 号により選定した認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価機関としての選定を、岡山県地域密着型サービス評価実施要領の（別紙2の1）の3の（5）のアの規定に基づき、取り消します。

記

1 評価機関の名称

2 評価機関の所在地

3 取消年月日

令和 年 月 日

4 取消しの理由